

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年11月5日(2009.11.5)

【公開番号】特開2006-175032(P2006-175032A)

【公開日】平成18年7月6日(2006.7.6)

【年通号数】公開・登録公報2006-026

【出願番号】特願2004-371555(P2004-371555)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】平成21年9月11日(2009.9.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

I Cがハンダ付けされている表示制御基板を備えるパチンコ機であって、前記表示制御基板には、再利用されたI Cがハンダ付けされており、また、前記表示制御基板に再利用されたI Cが配設されていることを示す表示が施されていることを特徴とするパチンコ機。

【請求項2】

I Cがハンダ付けされている表示制御基板を備えるパチンコ機であって、前記表示制御基板には、再利用されたI Cがハンダ付けされており、また、前記再利用されたI Cには、再利用されたI Cであることを示す表示が施されていることを特徴とするパチンコ機。

【請求項3】

請求項1または2に記載のパチンコ機であって、再利用された回数を示す表示が施されていることを特徴とするパチンコ機。

【請求項4】

請求項1～3のいずれかに記載のパチンコ機であって、前記表示制御基板には、前記I Cの周囲に、当該I Cを取り外す取り外し治具を配置可能なスペースが設けられていることを特徴とするパチンコ機。

【請求項5】

請求項4に記載のパチンコ機であって、前記取り外し治具は、基板に配設されているI Cに熱風を吹き付けることでI Cと基板を接続しているハンダを溶融するノズルであり、前記I Cの周囲には、前記ノズルを配置可能なスペースが設けられていることを特徴とするパチンコ機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 4】

第1発明は、請求項1に記載されたとおりのパチンコ機である。

請求項1に記載のパチンコ機は、I Cがハンダ付けされている表示制御基板を備えるパ

チソコ機であって、前記表示制御基板には、再利用されたICがハンダ付けされており、また、前記表示制御基板に再利用されたICが配設されていることを示す表示が施されていることを特徴とする。

「再利用されたICが配設されていることを示す表示」の態様としては、表示制御基板に再利用されたICが配設されていることが判別できる態様であればよく、マジックインキ等でマークが付される態様、表示制御基板固有の識別情報として当該表示制御基板に再利用されたICが配設されていることを示す識別情報が印字されたシールが貼付される態様が含まれる。

請求項1に記載のパチンコ機によれば、表示制御基板の外観により、この表示制御基板に再利用されたICが配設されているか否かを判別することができる。

第2発明は、請求項2に記載されたとおりのパチンコ機である。

請求項2に記載のパチンコ機は、ICがハンダ付けされている表示制御基板を備えるパチンコ機であって、前記表示制御基板には、再利用されたICがハンダ付けされており、また、前記再利用されたICには、再利用されたICであることを示す表示が施されていることを特徴とする。

「再利用されたICであることを示す表示」の態様としては、当該ICが再利用されたICであることが判別できる態様であればよく、例えば、マジックインキ等でICのパッケージに付されたマークが付される態様が含まれる。

請求項2に記載のパチンコ機によれば、再利用されたICを区別し易い。

第3発明は、請求項3に記載されたとおりのパチンコ機である。

請求項3に記載のパチンコ機は、請求項1または2に記載のパチンコ機であって、再利用された回数を示す表示が施されていることを特徴とする。

「採用された回数を示す表示」の態様としては、ICが再利用された回数を判別できればよく、マジックインキ等で表示制御基板の表面側に再利用回数を示すマークが付される態様、表示制御基板固有の識別情報として再利用回数を示す識別情報が印字されたシールが貼付される態様が含まれる。また、マジックインキ等でICのパッケージに再利用回数を示すマークが付される態様が含まれる。

請求項3に記載のパチンコ機によれば、VDP等のICの再利用回数がわかるので、再利用回数の上限回数が設定されている場合、さらに再利用可能であるか否かを判別するのが容易である。

#### 【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

第4発明は、請求項4に記載されたとおりのパチンコ機である。

請求項4に記載のパチンコ機は、請求項1～3のいずれかに記載のパチンコ機であって、前記表示制御基板には、前記ICの周囲に、当該ICを取り外す取り外し治具を配置可能なスペースが設けられていることを特徴とする。

請求項4に記載のパチンコ機によれば、表示制御基板に配設されているICを、治具を用いて表示制御基板から容易に取り外すことができる。したがって、ICを容易に再利用することができ、パチンコ機のコストを有効的に低減することができる。また、廃棄物を少なくすることができるので、環境問題に貢献することができる。

第5発明は、請求項5に記載されたとおりのパチンコ機である。

請求項5に記載のパチンコ機は、請求項4に記載のパチンコ機であって、前記取り外し治具は、基板に配設されているICに熱風を吹き付けることでICと基板を接続しているハンダを溶融するノズルであり、前記ICの周囲には、前記ノズルを配置可能なスペースが設けられていることを特徴とする。

「ノズル」は、ICの取り外し装置に設けられ、取り外すICのみに（局所的に）効率

良く熱風を吹きつけるために、ICの周囲を囲む囲い形状（例えば、筒型形状）の治具を示す。

請求項5に記載のパチンコ機によれば、再利用するICの周囲には、ICの取り外し装置のノズルを配置可能なスペースが設けられている。したがって、ICを取り外す操作が簡単である。